

● ゴルフ会員権の譲渡について（個人所得税）

個人で所有するゴルフ会員権を売却した場合は、「譲渡所得」として事業所得や給与所得などの所得と合わせて「総合課税」の対象となります。よって、ゴルフ会員権を売ったことにより生じた損失は、事業所得や給与所得などの他の所得と損益通算できるので、税金の還付を受けたり、住民税負担を減らすことができます。

課税される金額は、以下の通りです（特別控除 50 万円、1/2 は利益の場合のみ）。

所有期間 5 年以内	譲渡収入 - (取得費用 + 譲渡費用) - 特別控除 50 万円
所有期間 5 年超	{譲渡収入 - (取得費用 + 譲渡費用) - 特別控除 50 万円} × 1/2

取得費用については、会員権の購入価額と購入時の名義書換料に分け、さらに購入価額を入会金部分と預託金部分に分けます（会員募集時の比率で按分します）。ただし民事再生等で預託金が切捨てられた場合、取得費用として控除できない場合があります。

	入会金（部分）	預託金（部分）	名義書換料
原則	控除 OK	控除 OK	控除 OK
一部切捨	控除 OK	控除 OK	控除 OK
全額切捨	控除 OK	控除 NO	控除 OK

また、会員権が分割された場合は、分割後の預託金額の割合で按分して、各取得費用を付け替えることとなります。

なお、ゴルフ場経営法人が破産した場合や、ゴルフクラブを退会して預託金の償還を受けた場合などは「譲渡」所得に該当せず、「家事上の損失」となるため、他の所得と損益通算はできません（利益は「雑所得」となり課税されます）。

平成 25 年 1 月以降に支払う給与・報酬等から、源泉所得税の金額が変更されます。

税務カレンダー

	内容	備考
1 月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	
2 月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2 月 16 日～3 月 15 日

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】

年末は 12 月 28 日（金）まで、年始は 1 月 4 日（金）から営業予定です。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。